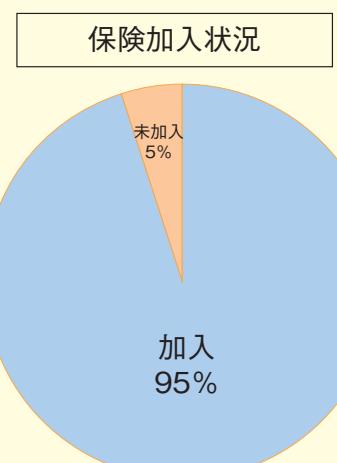
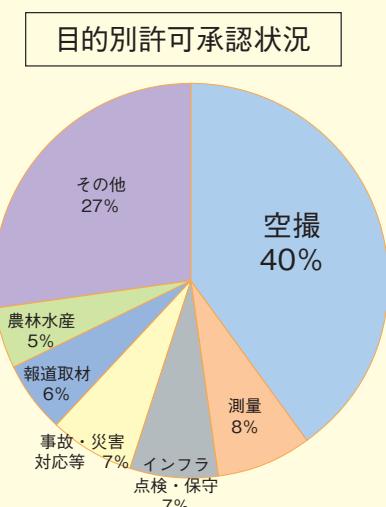


無人航空機に関する改正航空法施行1周年と これからの制度の検討について

許可・承認状況

無人航空機については、飛行する空域や飛行方法などの基本的なルールを定めた改正航空法の施行から1年間（平成27年12月10日～28年12月9日）に、10,120件の許可・承認を行った。許可・承認項目別では、人口集中地区（DID）上空での飛行や人又は物件との間の一定距離（30m）を確保できない飛行に係るものが多数を占めており、飛行の目的別では、空撮が40%を占めている。また、許可・承認を受けた者の95%が保険に加入しており、これまでのところ、無人航空機の飛行による第三者への危害は発生していない。



※平成28年12月9日現在
※許可等の際に確認したもの

新たな制度設計

平成27年12月に関係省庁や利用者等から構成される官民協議会が立ち上げられ、安全確保、利用促進、技術開発等の諸課題について、官民で精力的に議論を重ねてきた。平成28年7月には、「小型無人機の更なる安全確保に向けた制度設計の方向性」が取りまとめられ、本方向性に基づき制度の検討や整備を進めている。

小型無人機の更なる安全確保に向けた制度設計の方向性＜概要＞

基本的な考え方

- 平成27年12月10日に施行された改正航空法の運用を通じ、機体、操縦者及び運航管理体制といった要件の具体化が進み、ガイドラインや民間団体等の取組も含め包括的なルール形成が進展
- 急速に進展する新技術の社会実装や利活用の多様化に対応するため、柔軟性を確保しつつ、可能なものから迅速・段階的にルールを整備

制度設計の方向性

＜基本的飛行ルール＞

- 飲酒中の飛行禁止や出発前確認について周知啓発を進め、効果の検証結果を踏まえてルール整備
- 事故等情報の義務報告制度や、いわゆるヒヤリ・ハット情報の報告の仕組み、事故等情報の収集・分析システム構築を検討

＜機体、操縦者、運航管理体制の更なる安全確保＞

- 民間団体等による講習会や運航管理マニュアルについて、一定の基準に適合しているものを国交省HPに掲載し、これをを利用する場合、審査を一部簡素化
- 離島、山間部等における荷物配送を、2018年頃に本格化させる仕組みを導入
- 都市部等における荷物配送を、2020年代頃に本格運用できるよう機体の認証制度や操縦者の資格制度等について早期に検討・整備
- 許可・承認対象外の場合も講習会等の受講やマニュアル等の使用により安全を向上

＜航空機、小型無人機相互間の安全確保と調和＞

- 小型無人機と航空機の運航者等が参画する検討会を早期に立ち上げ、2016年度末目途に有人機と無人機、無人機同士の衝突回避ルール等を整備
- 空港等周辺において、誤作動・誤操作による危険を未然に防ぐルールや対策を検討
- 有人機と無人機の運航者が、飛行情報を共有できる仕組みを構築。また、航空情報（ノータム）の運用を改善

＜その他＞

- 加入保険の継続徹底など、安全意識の維持・向上
- プライバシーの保護や第三者の土地の上空飛行について、ガイドラインの周知や自主的ルールの策定を促進
- 所有者を把握する自主的取組を推進
- 目視外飛行を支える無線システムのあり方